

令和 8 年 2 月 17 日

令和 8 年広島県議会 2 月定例会議案 (その 2)

広 島 県

令和八年広島県議会二月定例会議案目次（その二）

県第十六号	広島県かき養殖経営安定緊急対策資金利子補給基金条例……………	一
県第十七号	広島県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例……………	四
県第十八号	広島県附属機関設置条例の一部を改正する条例……………	六
県第十九号	広島県証明事務手数料条例等の一部を改正する条例……………	九
県第二十号	知事の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例の一部を改正する条例……………	二七
県第二十一号	広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例……………	二九
県第二十二号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例……………	三一
県第二十三号	広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例……………	三四
県第二十四号	食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例の一部を改正する条例……………	三六
県第二十五号	介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	三九
県第二十六号	広島県国民健康保険事業費納付金条例の一部を改正する条例……………	四一
県第二十七号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………	四四
県第二十八号	広島県教育振興基金条例の一部を改正する条例……………	四六
県第二十九号	広島県学校職員定数条例及び広島県警察職員定員条例の一部を改正する条例……………	四八
県第三十号	工事請負契約の締結について……………	五一
県第三十一号	工事請負契約の締結について……………	五三
県第三十二号	工事請負契約の締結について……………	五五
県第三十三号	工事請負契約の締結について……………	五七
県第三十四号	工事請負契約の変更について……………	五九
県第三十五号	工事請負契約の変更について……………	六一
県第三十六号	財産の無償貸付けについて……………	六三
県第三十七号	損害賠償の額を定めることについて……………	六五
県第三十八号	公の施設の指定管理者の指定について……………	六七
県第三十九号	広島高速道路公社の定款の一部変更について……………	六九
県第四十号	農村整備事業の費用の一部の負担を受益市町に求めることについて……………	七一

県第四十一号	広島空港整備事業費負担金の一部の負担を県内各市町に求める……………	七三
	ことについて	
県第四十二号	包括外部監査契約の締結について……………	七五

県第十六号議案

広島県かき養殖経営安定緊急対策資金利子補給基金条例案を次のように提出する。

令和八年二月十七日

広島県知事 横 田 美 香

広島県かき養殖経営安定緊急対策資金利子補給基金条例案

広島県かき養殖経営安定緊急対策資金利子補給基金条例

(設置)

第一条 かき養殖経営安定緊急対策資金利子補給補助事業の実施に要する経費の財源に充てるため、広島県かき養殖経営安定緊急対策資金利子補給基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、県が国から交付を受けた物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のうち、予算で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入する。

(処分)

第五条 基金は、第一条の事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(相殺のための取崩し)

第七条 知事は、基金に属する現金を預金等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関等（預金保険法第二条第一項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。）に預入れし、又は信託している

場合において、当該金融機関等に係る保険事故（預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務（県が保証契約により負担することとなる債務を含む。）と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

（委任）

第八条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、令和十三年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を予算に計上して、国庫に納付するものとする。

（処分の特例）

3 第五条の規定にかかわらず、基金は、その属する現金を国庫に納付する場合は、これを処分することができる。

(提案理由)

国から交付された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金をかき養殖経営安定緊急対策資金利子補給補助事業の実施に要する経費の財源に充てる基金を設置するため、この条例案を提出する。

県第十七号議案

広島県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和八年二月十七日

広島県知事 横 田 美 香

広島県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例案

例 広島県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例

広島県公益認定等審議会条例（平成十九年広島県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（委員の任命） 第三条 委員は、人格が高潔であつて、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人若しくは公益信託（公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第二条第一項第一号に規定する公益信託をいう。）に係る活動に關して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。</p>	<p>（委員の任命） 第三条 委員は、人格が高潔であつて、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人に係る活動に關して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。</p>

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(提案理由)

公益信託ニ関スル法律の全部が改正され、公益信託に関する法律によりその権限に属させられた事項を広島県公益認定等審議会において処理することとされたことに伴い、必要な改正を行うため、この条例案を提出する。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。ただし、別表１の表広島県献血推進審議会
会の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(提案理由)

広島県商工労働局補助金等審査会が審査を行う補助金等が増加することに伴い、委員の定数を増員するとともに、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、引用条項の整理を行うため、この条例案を提出する。

県第十九号議案

広島県証明事務手数料条例等の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和八年二月十七日

広島県知事 横 田 美 香

広島県証明事務手数料条例等の一部を改正する条例案
例案

例 広島県証明事務手数料条例等の一部を改正する条例案

(広島県証明事務手数料条例の一部改正)

第一条 広島県証明事務手数料条例(昭和三十年広島県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料の額) 第二条 手数料は、証明事務一件につき、八百円を徴収する。</p>	<p>(手数料の額) 第二条 手数料は、証明事務一件につき、七百円を徴収する。</p>

(広島県手数料条例の一部改正)

第二条 広島県手数料条例(平成十二年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																																																																																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>別表(第二条関係)</th> <th>法律名</th> <th>事務の区分</th> <th>手数料の名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マシンの</td> <td>法第百六十三条の五</td> <td>要除却等認定マシンの</td> <td>要除却等認定マシンの建</td> <td></td> </tr> <tr> <td>再生等の</td> <td>十九第一項の規定に</td> <td>よる要除却等認定マシンの</td> <td>建替え又は更新の</td> <td></td> </tr> <tr> <td>円滑化に関</td> <td>シヨンの建替えによ</td> <td>る要除却等認定マシンの</td> <td>建替え又は更新の</td> <td></td> </tr> <tr> <td>する法</td> <td>シヨンの建替えによ</td> <td>る要除却等認定マシンの</td> <td>建替え又は更新の</td> <td></td> </tr> <tr> <td>律(平</td> <td>マシンの又は要除却等認定マシンの</td> <td>建替え又は更新の</td> <td>建替え又は更新の</td> <td></td> </tr> <tr> <td>成十四</td> <td>マシンの又は要除却等認定マシンの</td> <td>建替え又は更新の</td> <td>建替え又は更新の</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年法律</td> <td>マシンの又は要除却等認定マシンの</td> <td>建替え又は更新の</td> <td>建替え又は更新の</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第七十</td> <td>マシンの又は要除却等認定マシンの</td> <td>建替え又は更新の</td> <td>建替え又は更新の</td> <td></td> </tr> <tr> <td>八号。</td> <td>マシンの又は要除却等認定マシンの</td> <td>建替え又は更新の</td> <td>建替え又は更新の</td> <td></td> </tr> <tr> <td>以下こ</td> <td>マシンの又は要除却等認定マシンの</td> <td>建替え又は更新の</td> <td>建替え又は更新の</td> <td></td> </tr> <tr> <td>の項に</td> <td>マシンの又は要除却等認定マシンの</td> <td>建替え又は更新の</td> <td>建替え又は更新の</td> <td></td> </tr> <tr> <td>おいて</td> <td>マシンの又は要除却等認定マシンの</td> <td>建替え又は更新の</td> <td>建替え又は更新の</td> <td></td> </tr> <tr> <td>「法」</td> <td>マシンの又は要除却等認定マシンの</td> <td>建替え又は更新の</td> <td>建替え又は更新の</td> <td></td> </tr> <tr> <td>という。</td> <td>マシンの又は要除却等認定マシンの</td> <td>建替え又は更新の</td> <td>建替え又は更新の</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	別表(第二条関係)	法律名	事務の区分	手数料の名称	金額	マシンの	法第百六十三条の五	要除却等認定マシンの	要除却等認定マシンの建		再生等の	十九第一項の規定に	よる要除却等認定マシンの	建替え又は更新の		円滑化に関	シヨンの建替えによ	る要除却等認定マシンの	建替え又は更新の		する法	シヨンの建替えによ	る要除却等認定マシンの	建替え又は更新の		律(平	マシンの又は要除却等認定マシンの	建替え又は更新の	建替え又は更新の		成十四	マシンの又は要除却等認定マシンの	建替え又は更新の	建替え又は更新の		年法律	マシンの又は要除却等認定マシンの	建替え又は更新の	建替え又は更新の		第七十	マシンの又は要除却等認定マシンの	建替え又は更新の	建替え又は更新の		八号。	マシンの又は要除却等認定マシンの	建替え又は更新の	建替え又は更新の		以下こ	マシンの又は要除却等認定マシンの	建替え又は更新の	建替え又は更新の		の項に	マシンの又は要除却等認定マシンの	建替え又は更新の	建替え又は更新の		おいて	マシンの又は要除却等認定マシンの	建替え又は更新の	建替え又は更新の		「法」	マシンの又は要除却等認定マシンの	建替え又は更新の	建替え又は更新の		という。	マシンの又は要除却等認定マシンの	建替え又は更新の	建替え又は更新の		<table border="1"> <thead> <tr> <th>別表(第二条関係)</th> <th>法律名</th> <th>事務の区分</th> <th>手数料の名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マシンの</td> <td>法第百五条第一項の</td> <td>要除却等認定マシンの</td> <td>要除却等認定マシンの建</td> <td></td> </tr> <tr> <td>再生等の</td> <td>規定による要除却等認定マシンの</td> <td>建替え又は更新の</td> <td>建替え又は更新の</td> <td></td> </tr> <tr> <td>円滑化に関</td> <td>シヨンの建替えによ</td> <td>る要除却等認定マシンの</td> <td>建替え又は更新の</td> <td></td> </tr> <tr> <td>する法</td> <td>シヨンの建替えによ</td> <td>る要除却等認定マシンの</td> <td>建替え又は更新の</td> <td></td> </tr> <tr> <td>律(平</td> <td>マシンの又は要除却等認定マシンの</td> <td>建替え又は更新の</td> <td>建替え又は更新の</td> <td></td> </tr> <tr> <td>成十四</td> <td>マシンの又は要除却等認定マシンの</td> <td>建替え又は更新の</td> <td>建替え又は更新の</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年法律</td> <td>マシンの又は要除却等認定マシンの</td> <td>建替え又は更新の</td> <td>建替え又は更新の</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第七十</td> <td>マシンの又は要除却等認定マシンの</td> <td>建替え又は更新の</td> <td>建替え又は更新の</td> <td></td> </tr> <tr> <td>八号。</td> <td>マシンの又は要除却等認定マシンの</td> <td>建替え又は更新の</td> <td>建替え又は更新の</td> <td></td> </tr> <tr> <td>以下こ</td> <td>マシンの又は要除却等認定マシンの</td> <td>建替え又は更新の</td> <td>建替え又は更新の</td> <td></td> </tr> <tr> <td>の項に</td> <td>マシンの又は要除却等認定マシンの</td> <td>建替え又は更新の</td> <td>建替え又は更新の</td> <td></td> </tr> <tr> <td>おいて</td> <td>マシンの又は要除却等認定マシンの</td> <td>建替え又は更新の</td> <td>建替え又は更新の</td> <td></td> </tr> <tr> <td>「法」</td> <td>マシンの又は要除却等認定マシンの</td> <td>建替え又は更新の</td> <td>建替え又は更新の</td> <td></td> </tr> <tr> <td>という。</td> <td>マシンの又は要除却等認定マシンの</td> <td>建替え又は更新の</td> <td>建替え又は更新の</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	別表(第二条関係)	法律名	事務の区分	手数料の名称	金額	マシンの	法第百五条第一項の	要除却等認定マシンの	要除却等認定マシンの建		再生等の	規定による要除却等認定マシンの	建替え又は更新の	建替え又は更新の		円滑化に関	シヨンの建替えによ	る要除却等認定マシンの	建替え又は更新の		する法	シヨンの建替えによ	る要除却等認定マシンの	建替え又は更新の		律(平	マシンの又は要除却等認定マシンの	建替え又は更新の	建替え又は更新の		成十四	マシンの又は要除却等認定マシンの	建替え又は更新の	建替え又は更新の		年法律	マシンの又は要除却等認定マシンの	建替え又は更新の	建替え又は更新の		第七十	マシンの又は要除却等認定マシンの	建替え又は更新の	建替え又は更新の		八号。	マシンの又は要除却等認定マシンの	建替え又は更新の	建替え又は更新の		以下こ	マシンの又は要除却等認定マシンの	建替え又は更新の	建替え又は更新の		の項に	マシンの又は要除却等認定マシンの	建替え又は更新の	建替え又は更新の		おいて	マシンの又は要除却等認定マシンの	建替え又は更新の	建替え又は更新の		「法」	マシンの又は要除却等認定マシンの	建替え又は更新の	建替え又は更新の		という。	マシンの又は要除却等認定マシンの	建替え又は更新の	建替え又は更新の	
別表(第二条関係)	法律名	事務の区分	手数料の名称	金額																																																																																																																																																			
マシンの	法第百六十三条の五	要除却等認定マシンの	要除却等認定マシンの建																																																																																																																																																				
再生等の	十九第一項の規定に	よる要除却等認定マシンの	建替え又は更新の																																																																																																																																																				
円滑化に関	シヨンの建替えによ	る要除却等認定マシンの	建替え又は更新の																																																																																																																																																				
する法	シヨンの建替えによ	る要除却等認定マシンの	建替え又は更新の																																																																																																																																																				
律(平	マシンの又は要除却等認定マシンの	建替え又は更新の	建替え又は更新の																																																																																																																																																				
成十四	マシンの又は要除却等認定マシンの	建替え又は更新の	建替え又は更新の																																																																																																																																																				
年法律	マシンの又は要除却等認定マシンの	建替え又は更新の	建替え又は更新の																																																																																																																																																				
第七十	マシンの又は要除却等認定マシンの	建替え又は更新の	建替え又は更新の																																																																																																																																																				
八号。	マシンの又は要除却等認定マシンの	建替え又は更新の	建替え又は更新の																																																																																																																																																				
以下こ	マシンの又は要除却等認定マシンの	建替え又は更新の	建替え又は更新の																																																																																																																																																				
の項に	マシンの又は要除却等認定マシンの	建替え又は更新の	建替え又は更新の																																																																																																																																																				
おいて	マシンの又は要除却等認定マシンの	建替え又は更新の	建替え又は更新の																																																																																																																																																				
「法」	マシンの又は要除却等認定マシンの	建替え又は更新の	建替え又は更新の																																																																																																																																																				
という。	マシンの又は要除却等認定マシンの	建替え又は更新の	建替え又は更新の																																																																																																																																																				
別表(第二条関係)	法律名	事務の区分	手数料の名称	金額																																																																																																																																																			
マシンの	法第百五条第一項の	要除却等認定マシンの	要除却等認定マシンの建																																																																																																																																																				
再生等の	規定による要除却等認定マシンの	建替え又は更新の	建替え又は更新の																																																																																																																																																				
円滑化に関	シヨンの建替えによ	る要除却等認定マシンの	建替え又は更新の																																																																																																																																																				
する法	シヨンの建替えによ	る要除却等認定マシンの	建替え又は更新の																																																																																																																																																				
律(平	マシンの又は要除却等認定マシンの	建替え又は更新の	建替え又は更新の																																																																																																																																																				
成十四	マシンの又は要除却等認定マシンの	建替え又は更新の	建替え又は更新の																																																																																																																																																				
年法律	マシンの又は要除却等認定マシンの	建替え又は更新の	建替え又は更新の																																																																																																																																																				
第七十	マシンの又は要除却等認定マシンの	建替え又は更新の	建替え又は更新の																																																																																																																																																				
八号。	マシンの又は要除却等認定マシンの	建替え又は更新の	建替え又は更新の																																																																																																																																																				
以下こ	マシンの又は要除却等認定マシンの	建替え又は更新の	建替え又は更新の																																																																																																																																																				
の項に	マシンの又は要除却等認定マシンの	建替え又は更新の	建替え又は更新の																																																																																																																																																				
おいて	マシンの又は要除却等認定マシンの	建替え又は更新の	建替え又は更新の																																																																																																																																																				
「法」	マシンの又は要除却等認定マシンの	建替え又は更新の	建替え又は更新の																																																																																																																																																				
という。	マシンの又は要除却等認定マシンの	建替え又は更新の	建替え又は更新の																																																																																																																																																				

第三条 広島県手数料条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表(第二条関係)		別表(第二条関係)	
法律名	事務の区分	法律名	事務の区分
医療品 医療機 器等の 品質、 有効性 及び安 全性の 確保等 に関する 法律 (昭和 三十五 年法律 第四十 五号「 適合性 調査」 とい う。)	法第十四条第一項の承認を受けようとする場合における同条第六項(同条第十三項において準用する場合を含む。)	医療品 医療機 器等の 品質、 有効性 及び安 全性の 確保等 に関する 法律 (昭和 三十五 年法律 第四十 五号「 適合性 調査」 とい う。)	法第十四条第一項の承認を受けようとする場合における同条第七項(同条第十五項において準用する場合を含む。)
(略)	(略)	(略)	(略)
金額	(略)	金額	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

法第十四条第一項の承認の取得後における同条第八項及び省令第二十五条第二項第二号の規定による医薬部外品の適合性調査の申請に対する審査	法第十四条第一項の承認の取得後における同条第八項及び省令第二十五条第二項第三号の規定による医薬部外品の適合性調査の申請に対する審査	法第十四条第一項の承認の取得後における同条第八項の規定による保管製造所の医薬部外品の適合性調査の申請に対する審査	法第十四条第十三項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	法第十四条第十三項及び令第八十条第二項第五号の規定による処方箋医薬品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	法第十四条第十三項及び令第八十条第二項第五号の規定による日本薬局方に収められている医薬品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	法第十四条第十三項及び令第八十条第二項第五号の規定によるその他の医薬品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	法第十四条第十三項及び令第八十条第二項第五号の規定による医薬部外品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	法第十四条の二第一項の規定による確認を受けようとする場合における同条第二項及び医薬品、医療機器等の品質、有効
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

法第十四条第一項の承認の取得後における同条第九項及び省令第二十五条第二項第二号の規定による医薬部外品の適合性調査の申請に対する審査	法第十四条第一項の承認の取得後における同条第九項及び省令第二十五条第二項第三号の規定による医薬部外品の適合性調査の申請に対する審査	法第十四条第一項の承認の取得後における同条第九項の規定による保管製造所の医薬部外品の適合性調査の申請に対する審査	法第十四条第十五項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	法第十四条第十五項及び令第八十条第二項第五号の規定による処方箋医薬品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	法第十四条第十五項及び令第八十条第二項第五号の規定による日本薬局方に収められている医薬品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	法第十四条第十五項及び令第八十条第二項第五号の規定によるその他の医薬品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	法第十四条第十五項及び令第八十条第二項第五号の規定による医薬部外品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	法第十四条の二第一項の規定による確認を受けようとする場合における同条第二項及び医薬品、医療機器等の品質、有効
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第七項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令（令和三年厚生省令第十七号。以下この項において「区分省令」という。）第二条第三号の規定による医薬品の区分適合性調査の申請に対する審査	(略)	(略)	(略)
性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第八項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令（令和三年厚生省令第十七号。以下この項において「区分省令」という。）第二条第三号の規定による医薬品の区分適合性調査の申請に対する審査	(略)	(略)	(略)

（広島県立総合技術研究所設置及び管理条例の一部改正）

第四条 広島県立総合技術研究所設置及び管理条例（平成十九年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

別表（第八条関係）

一 使用料

センターの区分	種別	金額
(略)	(略)	(略)
西部工業技術センター	測定機器、試験機器及び分析機器	一単位につき 一九、二〇〇円
(略)	(略)	(略)
(略)	試験室	一単位につき 一、〇〇〇円
(略)	(略)	(略)
農業技術センター	測定機器、試験機器及び分析機器	一単位につき 一、一〇〇円
(略)	(略)	(略)
備考	(略)	(略)

別表（第八条関係）

一 使用料

センターの区分	種別	金額
(略)	(略)	(略)
西部工業技術センター	測定機器、試験機器及び分析機器	一単位につき 一八、七〇〇円
(略)	(略)	(略)
(略)	試験室	一単位につき 一、九〇〇円
(略)	(略)	(略)
農業技術センター	測定機器、試験機器及び分析機器	一単位につき 一、〇〇〇円
(略)	(略)	(略)
備考	(略)	(略)

二 手数料

センターの区分	種別	金額
保健環境センター	検査及び分析	一件につき 一六三、一〇〇円
(略)	(略)	(略)
西部工業技術センター	試験及び測定	一単位につき 二〇、九〇〇円
(略)	(略)	(略)
(略)	写真	一単位につき 五、四〇〇円
(略)	(略)	(略)
東部工業技術センター	検査及び分析	一単位につき 二三、九〇〇円
(略)	(略)	(略)
(略)	写真	一枚につき 四、六〇〇円
(略)	(略)	(略)
水産海洋技術センター	検査及び分析	一件につき 二六、九〇〇円
(略)	(略)	(略)
林業技術センター	試験及び測定	一件につき

二 手数料

センターの区分	種別	金額
保健環境センター	検査及び分析	一件につき 一五〇、八〇〇円
(略)	(略)	(略)
西部工業技術センター	試験及び測定	一単位につき 二〇、三〇〇円
(略)	(略)	(略)
(略)	写真	一単位につき 五、三〇〇円
(略)	(略)	(略)
東部工業技術センター	検査及び分析	一単位につき 二二、九〇〇円
(略)	(略)	(略)
(略)	写真	一枚につき 四、三〇〇円
(略)	(略)	(略)
水産海洋技術センター	検査及び分析	一件につき 二五、四〇〇円
(略)	(略)	(略)
林業技術センター	試験及び測定	一件につき

備考 (略)	センター	(略)	一〇五、一〇〇円
	共通	(略)	(略)
	前処理及び試料調製	(略)	一時間につき 四、一〇〇円
	設備利用において職員が行う機器操作	(略)	一時間につき 四、一〇〇円

備考 (略)	センター	(略)	一〇〇、九〇〇円
	共通	(略)	(略)
	前処理及び試料調製	(略)	一時間につき 三、九〇〇円
	設備利用において職員が行う機器操作	(略)	一時間につき 三、九〇〇円

(広島県立広島国際協力センター設置及び管理条例の一部改正)

第五条 広島県立広島国際協力センター設置及び管理条例(平成八年広島県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第二(第九条関係)					
大研修室	区分 国際人材の養成を目的とする研修に利用する場合 その他の場合	利用料金の範囲 一時間までごとに 一、五〇〇円以内	大研修室	区分 国際人材の養成を目的とする研修に利用する場合 その他の場合	利用料金の範囲 一時間までごとに 一、三〇〇円以内
中研修室	国際人材の養成を目的とする研修に利用する場合 その他の場合	一時間までごとに 一、六〇〇円以内	中研修室	国際人材の養成を目的とする研修に利用する場合 その他の場合	一時間までごとに 一、二〇〇円以内
小研修室	国際人材の養成を目的とする研修に利用する場合 その他の場合	一時間までごとに 一、五〇〇円以内	小研修室	国際人材の養成を目的とする研修に利用する場合 その他の場合	一時間までごとに 一、三〇〇円以内
クッキング 交流室	国際人材の養成を目的とする研修に利用する場合 その他の場合	一時間までごとに 八〇〇円以内	クッキング 交流室	国際人材の養成を目的とする研修に利用する場合 その他の場合	一時間までごとに 六九〇円以内
宿泊室	国際協力センターにおける国際人材の養成を目的とする研修に伴う利用の場合 その他の場合	一人一泊につき 九、〇〇〇円以内	宿泊室	国際協力センターにおける国際人材の養成を目的とする研修に伴う利用の場合 その他の場合	一人一泊につき 八、〇〇〇円以内

(広島県立県民の森設置及び管理条例の一部改正)

第六条 広島県立県民の森設置及び管理条例(昭和四十六年広島県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

- (施設)
 第三条 (略)
 一 (略)
 二 集会所及び休憩所
 三十七 (略)

別表第一(第六条関係)

種類	利用時間等	
	利用時間	摘要
(略)	(略)	(略)

別表第二(第十条関係)

区分	単位	利用料金の範囲
(略)	(略)	(略)

- (施設)
 第三条 (略)
 一 (略)
 二 宿泊所、集会所及び休憩所
 三十七 (略)

別表第一(第六条関係)

種類	利用時間等	
	利用時間	摘要
公園、セ、タ、洋室	和室及び宿泊 一六時から翌日の一〇時まで入室すること	
浴室	一時使用 一〇時から一六時まで	
会議室	一時使用 一時から一八時まで	
(略)	(略)	(略)

別表第二(第十条関係)

区分	単位	利用料金の範囲
公園、セ、タ、洋室	一人一泊 幼児、小学校児、児童、中学生、生徒及び高校生に準ずる者	二、六〇〇円以内
和室	一人一泊 幼児、小学校児、児童、中学生、生徒及び高校生に準ずる者	六、四〇〇円以内
用、ス、ト、レ	一人一泊 幼児、小学校児、児童、中学生、生徒及び高校生に準ずる者	八、〇〇〇円以内
和室	一人一泊 幼児、小学校児、児童、中学生、生徒及び高校生に準ずる者	二、一〇〇円以内
用、ト、レ	一人一泊 幼児、小学校児、児童、中学生、生徒及び高校生に準ずる者	五、三〇〇円以内
和室	一人一泊 幼児、小学校児、児童、中学生、生徒及び高校生に準ずる者	六、五〇〇円以内
和室	一人一泊 幼児、小学校児、児童、中学生、生徒及び高校生に準ずる者	四、七〇〇円以内

半額とする。

半額とする。

(自然公園施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第七条 自然公園施設の設置及び管理に関する条例(昭和五十一年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

別表第四(第七条、第十二条、第十五条関係)		名称		施設等		単位		利用料金の範囲	
		野呂山公園施設	オートキャンプ	宿泊	宿泊	一箇所一泊につき	一箇所一泊につき	七、八〇〇円以内	七、八〇〇円以内
会議室	ケビン	オートキャンプ	宿泊	宿泊	一箇所一泊につき	一箇所一泊につき	七、八〇〇円以内	七、八〇〇円以内	
			使用	使用	一箇所一回につき	一箇所一回につき	五、四〇〇円以内	五、四〇〇円以内	
	ケビン	オートキャンプ	宿泊	宿泊	一箇所一泊につき	一箇所一泊につき	七、八〇〇円以内	七、八〇〇円以内	
			使用	使用	一箇所一回につき	一箇所一回につき	五、四〇〇円以内	五、四〇〇円以内	
	ケビン	オートキャンプ	宿泊	宿泊	一箇所一泊につき	一箇所一泊につき	七、八〇〇円以内	七、八〇〇円以内	
			使用	使用	一箇所一回につき	一箇所一回につき	五、四〇〇円以内	五、四〇〇円以内	
	ケビン	オートキャンプ	宿泊	宿泊	一箇所一泊につき	一箇所一泊につき	七、八〇〇円以内	七、八〇〇円以内	
			使用	使用	一箇所一回につき	一箇所一回につき	五、四〇〇円以内	五、四〇〇円以内	
	ケビン	オートキャンプ	宿泊	宿泊	一箇所一泊につき	一箇所一泊につき	七、八〇〇円以内	七、八〇〇円以内	
			使用	使用	一箇所一回につき	一箇所一回につき	五、四〇〇円以内	五、四〇〇円以内	
ケビン	オートキャンプ	宿泊	宿泊	一箇所一泊につき	一箇所一泊につき	七、八〇〇円以内	七、八〇〇円以内		
		使用	使用	一箇所一回につき	一箇所一回につき	五、四〇〇円以内	五、四〇〇円以内		
ケビン	オートキャンプ	宿泊	宿泊	一箇所一泊につき	一箇所一泊につき	七、八〇〇円以内	七、八〇〇円以内		
		使用	使用	一箇所一回につき	一箇所一回につき	五、四〇〇円以内	五、四〇〇円以内		

(略)	き	(略)
(略)	き	(略)

(広島県立もみのき森林公園設置及び管理条例の一部改正)

第八条 広島県立もみのき森林公園設置及び管理条例(昭和五十九年広島県条例第二号)

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

別表第一(第五条関係)

種類	利用時間等	
	利用時間	摘要
体育館	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

別表第一(第五条関係)

種類	利用時間等	
	利用時間	摘要
体育館	(略)	(略)
テニスコート	八時から十八時まで	(略)
(略)	(略)	(略)

別表第二(第九条関係)

一 公園センター地区

区分	宿泊所	宿泊室	単位	利用料金の範囲	
				幼児	小学生以上
普通	一人一泊につき	大広間及び小広間	幼児	一、七〇〇円以内	一、九〇〇円以内
				小学生	二、六〇〇円以内
普通	一人一泊につき	大広間及び小広間	幼児	三、八〇〇円以内	六、六〇〇円以内
				小学生以上	五、五〇〇円以内
普通	一室一回につき	大広間	幼児	五、五〇〇円以内	
普通	一室一回につき	小広間	小学生	六、六〇〇円以内	
普通	一室一回につき	大広間	小学生以上	一、二、八〇〇円以内	
普通	一室一回につき	大広間	小学生以上	六、九〇〇円以内	
普通	一室一回につき	大広間	小学生以上	一、三、四〇〇円以内	

別表第二(第九条関係)

一 公園センター地区

区分	宿泊所	宿泊室	単位	利用料金の範囲	
				幼児	小学生以上
普通	一人一泊につき	大広間及び小広間	幼児	一、五〇〇円以内	一、七〇〇円以内
				小学生	二、三〇〇円以内
普通	一人一泊につき	大広間及び小広間	幼児	三、四〇〇円以内	六、〇〇〇円以内
				小学生以上	五、〇〇〇円以内
普通	一室一回につき	大広間	幼児	五、〇〇〇円以内	
普通	一室一回につき	小広間	小学生	六、〇〇〇円以内	
普通	一室一回につき	大広間	小学生以上	一、一、七〇〇円以内	
普通	一室一回につき	大広間	小学生以上	六、三〇〇円以内	
普通	一室一回につき	大広間	小学生以上	一、二、一〇〇円以内	

備考 (略)	専用利用	八〇人部屋	一室四時間まで	一三、四〇〇円以内
		一〇人部屋	一室四時間まで	一八、〇〇〇円以内
		一五〇人部屋	一室四時間まで	二四、九〇〇円以内
		個人	一時間まで	三三〇〇円以内
備考 (略)	専用利用	テニスコート	一面一時間まで	一、五〇〇円以内
		テニスコート	一面一時間まで	一、五〇〇円以内

二 家族旅行村地区

備考 (略)	専用利用	八〇人部屋	一室四時間まで	一三、四〇〇円以内
		一〇人部屋	一室四時間まで	一八、〇〇〇円以内
		一五〇人部屋	一室四時間まで	二四、九〇〇円以内
		個人	一時間まで	三三〇〇円以内
備考 (略)	専用利用	テニスコート	一面一時間まで	一、五〇〇円以内
		テニスコート	一面一時間まで	一、五〇〇円以内

備考 (略)	専用利用	八〇人部屋	一室四時間まで	一三、四〇〇円以内
		一〇人部屋	一室四時間まで	一八、〇〇〇円以内
		一五〇人部屋	一室四時間まで	二四、九〇〇円以内
		個人	一時間まで	三三〇〇円以内
備考 (略)	専用利用	テニスコート	一面一時間まで	一、五〇〇円以内
		テニスコート	一面一時間まで	一、五〇〇円以内

二 家族旅行村地区

備考 (略)	専用利用	八〇人部屋	一室四時間まで	一三、四〇〇円以内
		一〇人部屋	一室四時間まで	一八、〇〇〇円以内
		一五〇人部屋	一室四時間まで	二四、九〇〇円以内
		個人	一時間まで	三三〇〇円以内
備考 (略)	専用利用	テニスコート	一面一時間まで	一、五〇〇円以内
		テニスコート	一面一時間まで	一、五〇〇円以内

(広島県立中央森林公園設置及び管理条例の一部改正)

第九条 広島県立中央森林公園設置及び管理条例(平成五年広島県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第二(第七条、第九条関係)	別表第二(第七条、第九条関係)		別表第二(第七条、第九条関係)		
区分	単位	利用料金の範囲	区分	単位	利用料金の範囲

備	テニスコート	テニスコート照明設	コテージ		セミナーハウス		ブルー	小会 議室	
			用 六人	用 四人	二時間につき	二時間につき		全面	二時間につき
			宿泊	宿泊	延長二時間につき	延長二時間につき	一人	分割	延長一時間に
			利用	利用	つき	つき	一回	三分の二	つき
			一泊一棟につき	一泊一棟につき	内	内	小学校	二時間につき	延長一時間に
			内	内	四、五〇〇円以内	内	児童	延長一時間に	つき
			内	内	二、七〇〇円以内	内	中学校	つき	延長一時間に
			内	内	五〇、四〇〇円以内	内	生徒及	つき	延長一時間に
			内	内	一、九〇〇円以内	内	びこれ	つき	延長一時間に
			内	内	五〇、四〇〇円以内	内	らに準	つき	延長一時間に
			内	内	一、六〇〇円以内	内	ずる者	つき	延長一時間に
			内	内	一、六〇〇円以内	内	その他	つき	延長一時間に
			内	内	一、五歳以上の者	内	以上の者	つき	延長一時間に
			内	内	四、五〇〇円以内	内		つき	延長一時間に
			内	内	二、三〇〇円以内	内		つき	延長一時間に
			内	内	四七〇円以内	内		つき	延長一時間に

(広島県立総合リハビリテーションセンター設置及び管理条例の一部改正)

第十条 広島県立総合リハビリテーションセンター設置及び管理条例(昭和五十三年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第四(第九条関係) 手数料		別表第四(第九条関係) 手数料	
種別	金額	種別	金額
(略)	(略)	(略)	(略)
三文書料	(略)	三文書料	(略)
特別診断書	(略)	特別診断書	(略)
普通診断書	一通一、九四〇円以内で知事が定める額	普通診断書	一通一、六七〇円以内で知事が定める額
書又は証明書	(略)	書又は証明書	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(広島県立福山若草園設置及び管理条例の一部改正)

第十一条 広島県立福山若草園設置及び管理条例（昭和五十三年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第三（第七条関係） 手数料		別表第三（第七条関係） 手数料	
種別	金額	種別	金額
三 文書料 （略）	（略）	三 文書料 （略）	（略）
特別診断書	（略）	特別診断書	（略）
普通診断書又は証明書	一通二、九四〇円以内で知事が定める額	普通診断書又は証明書	一通一、六七〇円以内で知事が定める額
（略）	（略）	（略）	（略）

（ひろしま産学共同研究拠点設置及び管理条例の一部改正）

第十二条 ひろしま産学共同研究拠点設置及び管理条例（平成二十六年広島県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第二（第五条関係）		別表第二（第五条関係）	
種別	金額	種別	金額
分析機械	一時間につき 二〇、一〇〇円	分析機械	一時間につき 一七、五〇〇円
測定機械	一時間につき 九、四〇〇円	測定機械	一時間につき 八、九〇〇円
備考（略）		備考（略）	
別表第三（第五条関係）		別表第三（第五条関係）	
種別	金額	種別	金額
成績書及び証明書	一部につき 一、四〇〇円	成績書及び証明書	一部につき 一、三〇〇円
前処理及び試料調製並びに設備利用における機器操作	一時間につき 四、一〇〇円	前処理及び試料調製並びに設備利用における機器操作	一時間につき 三、九〇〇円

（広島県広島ヘリポート条例の一部改正）

第十三条 広島県広島ヘリポート条例（平成二十三年広島県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう

に改正する。

改正後

改正前

別表第二(第二十一条関係)

別表第二(第二十一条関係)

種別	単位	金額
格納庫	一平方メートル一月	三六九円
用地	につき	

種別	単位	金額
格納庫	一平方メートル一月	三四二円
用地	につき	

備考(略)

備考(略)

(広島県立歴史民俗資料館設置条例の一部改正)

第十四条 広島県立歴史民俗資料館設置条例(昭和五十四年広島県条例第四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

別表(第五条関係)

別表(第五条関係)

一 通常の展示の場合

一 通常の展示の場合

利用者の区分	個人	団体(二人以上の場合とする。)
大学生及びこれに準ずる者	一人一回 一六〇円	(略)
その他満一五歳以上の者(中学校又は高等学校の生徒及びこれに準ずる者を除く。)	一人一回 二二〇円	一人一回 一七〇円

利用者の区分	個人	団体(二人以上の場合とする。)
大学生及びこれに準ずる者	一人一回 一五〇円	(略)
その他満一五歳以上の者(中学校又は高等学校の生徒及びこれに準ずる者を除く。)	一人一回 二〇〇円	一人一回 一六〇円

二 特別の展示の場合

二 特別の展示の場合

一人一回 一、一七〇円以内で知事が定める額

一人一回 一、〇四〇円以内で知事が定める額

(広島県立歴史博物館設置条例の一部改正)

第十五条 広島県立歴史博物館設置条例(平成元年広島県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

別表(第六条関係)

別表(第六条関係)

一 入館料

一 入館料

1 通常の展示の場合

1 通常の展示の場合

区分	利用者	個人	団体(二人以上の場合とする。)	博物館(分館を除く。)		大学生及びこれに準ずる者	その他	満一五歳以上の者	分館	大学生及びこれに準ずる者	その他	満一五歳以上の者	備考(略)	2 特別の展示の場合	一人一回 一八〇円以内で知事が定める額	二 施設使用料 一時間まで(税込) 二、三〇〇円
				一人一回 二三〇円	一人一回 一八〇円											

区分	利用者	個人	団体(二人以上の場合とする。)	博物館(分館を除く。)		大学生及びこれに準ずる者	その他	満一五歳以上の者	分館	大学生及びこれに準ずる者	その他	満一五歳以上の者	備考(略)	2 特別の展示の場合	一人一回 〇四〇円以内で知事が定める額	二 施設使用料 一時間まで(税込) 二、〇三〇円
				一人一回 二二〇円	一人一回 一六〇円											

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第三条の規定は、令和八年五月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に第一条の規定による改正前の広島県証明事務手数料条例、第十条の規定による改正前の広島県立総合リハビリテーションセンター設置及び管理条例及び第十一条の規定による改正前の広島県立福山若草園設置及び管理条例の規定による証明書等の交付の申請をしている者に係る手数料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に第四条の規定による改正前の広島県立総合技術研究所設置及び管理条例第七条の規定による許可を受けている者又は同条例第四条第一項のセンターに試験、検査、分析等の依頼をしている者に係る使用料又は手数料については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際現に第十二条の規定による改正前のひろしま産学共同研究拠点設置及び管理条例第四条の規定による許可を受けている者又は同条例第五条第二項の規定による成績書若しくは証明書の発行又は前処理及び試料調製並びに設備利用における機器操作の依頼をしている者に係る使用料又は手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

人件費等の上昇に伴う証明事務手数料の改正など必要な改正を行うため、この条例案を提出する。

県第二十号議案

知事の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和八年二月十七日

広島県知事 横 田 美 香

知事の調査等の対象となる法人の範囲を定める条

例の一部を改正する条例案

知事の調査等の対象となる法人の範囲を定める条

例の一部を改正する条例

知事の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例（平成二十四年広島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(出資法人の範囲) 第二条 (略) 一・二 (略) 三二八 (略)</p>	<p>(出資法人の範囲) 第二条 (略) 一・二 (略) 三 福山リサイクル発電株式会社 四一九 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

法人の解散に伴い、福山リサイクル発電株式会社を知事の調査等の対象から除くため、この条例案を提出する。

県第二十一号議案

広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例案
を次のように提出する。

令和八年二月十七日

広島県知事 横 田 美 香

広島県行政手続等における情報通信の技術の利用
に関する条例の一部を改正する条例案

広島県行政手続等における情報通信の技術の利用
に関する条例の一部を改正する条例

広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年広島県条例
第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように
改正する。

改正後	改正前
<p>第六条（略）</p> <p>（添付書面等の省略）</p> <p>第七条 申請等をするものに係る登記事項証明書その他の規則で定める書面等であつて当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の機関等が、当該申請等をするものが行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であつて当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入力し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。</p> <p>第八条（略）</p>	<p>第六条（略）</p> <p>第七条（略）</p>

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(提案理由)

条例等に基づく申請手続等において、県の機関等が情報通信の技術の利用により確認できる場合には、登記事項証明書等の書面添付の省略を可能とするため、この条例案を提出する。

県第二十二号議案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和八年二月十七日

広島県知事 横 田 美 香

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用
 号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用
 に関する条例の一部を改正する条例案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用
 号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用
 に関する条例の一部を改正する条例案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成二十七年広島県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第二条関係）	執行機関	別表（第一条関係）	執行機関
知事	事務	知事	事務
	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）（第二条に規定する高等学校等（以下「高等学校等」という。）のうち私立のもの（同条第三号に規定する特別支援学校の高等部を除く。）における授業料等の負担を軽減するための補助金の交付に関する事務であつて規則で定めるもの		高等学校等のうち私立のもの（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）（第一条に規定する高等学校等（以下「高等学校等」という。）のうち私立のもの（同条第三号に規定する特別支援学校の高等部を除く。）における奨学のための給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
知事		知事	高等学校等を退学した後に、私立の高等学校等に入学した者に対する支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
		知事	学校教育法（昭和二十二年法律第二

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、条例に基づき利用している事務のうち重複するものを削除するなど、必要な改正を行うため、この条例案を提出する。

県第二十二号議案

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和八年二月十七日

広島県知事 横 田 美 香

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例
 の一部を改正する条例案
 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例
 の一部を改正する条例

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
第二条（略）	市町	第二条（略）	市町
三 (1) (35) (略) (36) 政令第三十二条の規定による児童の同居の届出者の居住地変更に係る通知 (37) (38) (略)	(略)	三 (1) (35) (略) (36) 政令第三十三条の規定による児童の同居の届出者の居住地変更に係る通知 (37) (38) (略)	(略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

児童福祉法施行令の一部改正に伴い、引用条項の整理を行うため、この条例案を提出する。

県第二十四号議案

食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和八年二月十七日

広島県知事 横 田 美 香

食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例の一部を改正する条例案

食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例の一部を改正する条例

食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例（平成十二年広島県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第一（第二条関係） 一―四（略） 五（略） イ（略） ロ 令第三十五条第一号に規定する飲食店営業のうち、簡易な営業（そのままの状態）で飲食に供することができる食品を食器に盛る、そうざいの半製品を加熱する等の簡易な調理のみをする営業をいい、喫茶店営業（喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。）を含む。ただし、従事者が常駐せず全自動調理機（自動的に食品を調理し、調理された食品を提供する機能を有する調理器具であつて、令第三十四条の二第二号の調理の機能を有する自動販売機と同等以上の材質、構造、機能等を有するものをいう。以下同じ。）により調理された食品を販売する営業を除く。別表第二第一号イ(1)において、イの規定によるほか、次に定める基準により営業をすることができる。</p> <p>(1)―(4)（略） ハ 令第三十五条第一号に規定する飲食店営業のうち、自動車において調理をする場合（従事者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合を除く。別表第二第一号イにおいて同じ。）にあつては、第三号ニ、リ、ヲ及びタの</p>	<p>別表第一（第二条関係） 一―四（略） 五（略） イ（略） ロ 令第三十五条第一号に規定する飲食店営業のうち、簡易な営業（そのままの状態）で飲食に供することができる食品を食器に盛る、そうざいの半製品を加熱する等の簡易な調理のみをする営業をいい、喫茶店営業（喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。）を含む。別表第二第一号(1)において同じ。）をする場合に於ては、イの規定によるほか、次に定める基準により営業をすることができる。</p> <p>(1)―(4)（略） ハ 令第三十五条第一号に規定する飲食店営業のうち、自動車において調理をする場合に於ては、第三号ニ、リ、ヲ及びタの基準を適用しない。</p>

<p>基準を適用しない。</p> <p>三 令第三十五条第一号に規定する飲食店営業のうち、従事者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場 合にあつては、第三号チ、リ、ヲ、ワ、 タ及びレ並びに前号トの基準を適用しな い。</p> <p>ホー ト (略)</p> <p>別表第二(第二条関係)</p> <p>一 令第三十五条第一号に規定する飲食店営 業</p> <p>イ 自動車において調理をする場合にあつ ては、次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>(1) (3) (略)</p> <p>ロ 従事者が常駐せず、全自動調理機によ り調理された食品を販売する場合にあつ ては、次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>(1) 施設(全自動調理機を含む。)(2)及び (6)において同じ。)の全体の衛生状況 を確認するための監視設備を有するこ と。</p> <p>(2) 施設に異常が生じた場合に、当該施 設の営業者が全自動調理機を停止する ことができる機能を有すること。</p> <p>(3) 全自動調理機が、原材料の温度、調 理の工程等の状況を監視し、異常が生 じた場合に自動的に停止する機能を有 すること。</p> <p>(4) 全自動調理機が、外部からの汚染等 を防止する構造を持つ、調理後の食品 に係る保管設備を有すること。</p> <p>(5) 全自動調理機が、調理後の食品につ いて、一定の時間を経過した場合には、 当該食品を提供しない機能を有するこ と。</p> <p>(6) 施設に異常が生じた場合に当該施設 の営業者と連絡ができるよう、当該営 業者の連絡先の掲示を行うこと。</p> <p>二一三十 (略)</p>	<p>二一 (略)</p> <p>別表第二(第二条関係)</p> <p>一 令第三十五条第一号に規定する飲食店営 業</p> <p>自動車において調理をする場合にあつて は、次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>(1) (3) (略)</p>
<p>二一三十 (略)</p>	<p>二一三十 (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第五十五条
第一項の規定による営業の許可を受けている者の施設基準の適用については、その者が
受けている許可の有効期間に限り、この条例による改正後の食品衛生法に基づく営業の
基準等に関する条例の規定による基準に適合し、許可を受けた者とみなす。

(提案理由)

食品衛生法施行規則の一部が改正されたことを踏まえ、従事者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業に関する基準を定めるなど、必要な改正を行うため、この条例案を提出する。

県第二十五号議案

介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める
 条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和八年二月十七日

広島県知事 横 田 美 香

介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び
 設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部
 を改正する条例案
 介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び
 設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部
 を改正する条例

介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める
 条例（平成三十年広島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように
 改正する。

改正後	改正前
<p>(診療の方針) 第十五条 (略) 一一五 (略) 六 別に知事が定める医薬品以外の医薬品を 入所者に施用し、又は処方してはならない。 ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効 性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 三十五年法律第百四十五号）第二条第十八 項に規定する治験に係る診療において、当 該治験の対象とされる薬物を使用する場合 においては、この限りでない。</p>	<p>(診療の方針) 第十五条 (略) 一一五 (略) 六 別に知事が定める医薬品以外の医薬品を 入所者に施用し、又は処方してはならない。 ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効 性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 三十五年法律第百四十五号）第二条第十七 項に規定する治験に係る診療において、当 該治験の対象とされる薬物を使用する場合 においては、この限りでない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、引用条項の整理を行うため、この条例案を提出する。

県第二十六号議案

広島県国民健康保険事業費納付金条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和八年二月十七日

広島県知事 横 田 美 香

広島県国民健康保険事業費納付金条例の一部を改正する条例案

広島県国民健康保険事業費納付金条例の一部を改正する条例

広島県国民健康保険事業費納付金条例（平成二十九年広島県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(総則) 第一条 県が行う国民健康保険事業費納付金の徴収については、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号。以下「法」という。）国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「政令」という。）及び国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令（平成二十九年厚生労働省令第十一号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>第十六条 (略)</p>	<p>(総則) 第一条 県が行う国民健康保険事業費納付金の徴収については、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号。以下「法」という。）国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「政令」という。）及び国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令（平成二十九年厚生労働省令第十一号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>第十六条 (略)</p>
<p>一 (子ども・子育て支援納付金納付金所得係数) 第十七条 子ども・子育て支援納付金納付金所得係数は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。 一 県に係る政令第十一条の二第三項第一号に掲げる額 二 政令第十一条の二第三項第二号に掲げる額</p> <p>合) 第十八条 子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合は、各市町につき、政令第十一条の二第四項第一号に掲げる数とする。</p>	<p>一 (子ども・子育て支援納付金納付金所得係数) 第十七条 子ども・子育て支援納付金納付金所得係数は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。 一 県に係る政令第十一条の二第三項第一号に掲げる額 二 政令第十一条の二第三項第二号に掲げる額</p> <p>合) 第十八条 子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合は、各市町につき、政令第十一条の二第四項第一号に掲げる数とする。</p>

<p>(子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合)</p> <p>第十九条 子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合は、各市町につき、当該市町に係る政令第十一条の二第五項第二号に掲げる数とする。</p>	<p>(子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数)</p> <p>第二十条 子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数は、零を超え、かつ、一未満の範囲内において知事が定める数とする。</p>	<p>(告示)</p> <p>第二十一条 (略)</p> <p>一七 (略)</p> <p>八 子ども・子育て支援納付金納付金所得係数</p> <p>九 子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数</p> <p>第二十二条 (略)</p>
<p>(告示)</p> <p>第十七条 (略)</p> <p>一七 (略)</p> <p>第十八条 (略)</p>		

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(提案理由)

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部が改正されたことに伴い、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律による子ども・子育て支援納付金の徴収に係る規定を整備するため、この条例案を提出する。

県第二十七号議案

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和八年二月十七日

広島県知事 横 田 美 香

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(教員特殊業務従事職員の特殊勤務手当) 第三十六条 (略) 2 (略) 一―四 (略) 五 前項第四号に掲げる業務 人事委員会が認める程度の区分に応じて三千九百円を超えない範囲内で人事委員会が定める額</p>	<p>(教員特殊業務従事職員の特殊勤務手当) 第三十六条 (略) 2 (略) 一―四 (略) 五 前項第四号に掲げる業務 人事委員会が認める程度の区分に応じて三千六百円を超えない範囲内で人事委員会が定める額</p>

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(提案理由)

国における公立学校の教員の処遇改善の状況等を考慮して、部活動指導業務に係る手当の上限額を改定するため、この条例案を提出する。

県第二十八号議案

広島県教育振興基金条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和八年二月十七日

広島県知事 横 田 美 香

広島県教育振興基金条例の一部を改正する条例案
 広島県教育振興基金条例の一部を改正する条例

広島県教育振興基金条例（昭和五十七年広島県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第一条（設置） 一―三（略） 四 公立の高等学校等（高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。）における教育改革の推進に要する経費</p>	<p>第一条（設置） 一―三（略） 四 前三号に掲げるもののほか、県内の国立学校、公立学校及び私立学校における主体的に学び続ける児童及び生徒の育成のための教育活動の促進その他の基金の設置の目的を達成するために必要な施策に要する経費</p>

附 則
 この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

公立の高等学校等における教育改革の推進のための国庫支出金が国から交付されることに伴い、当該国庫支出金を広島県教育振興基金に積み立て、教育改革の推進に要する経費の財源に充てられるよう、必要な改正を行うため、この条例案を提出する。

県第二十九号議案

広島県学校職員定数条例及び広島県警察職員定員条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和八年二月十七日

広島県知事 横 田 美 香

広島県学校職員定数条例及び広島県警察職員定員
条例の一部を改正する条例案

広島県学校職員定数条例及び広島県警察職員定員
条例の一部を改正する条例

(広島県学校職員定数条例の一部改正)

第一条 広島県学校職員定数条例(平成十二年広島県条例第三号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第二条 (定数) (略)</p> <p>一 県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の職員 五、一四〇人</p> <p>二 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条又は第二条に規定する職員 九、四九二人</p>	<p>第二条 (定数) (略)</p> <p>一 県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の職員 五、一三〇人</p> <p>二 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条又は第二条に規定する職員 九、四七八人</p>

(広島県警察職員定員条例の一部改正)

第二条 広島県警察職員定員条例(昭和二十九年広島県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第三条 (定員外の職員) (略)</p> <p>2) 前項第五号に掲げる職員(警察官に限る。) が職務に復帰した場合において、職員の数 が前条に規定する定員を超えることとなる ときは、当該職員が職務に復帰した日から一 年を超えない期間に限り、予算の範囲内にお いて当該職員を同条に規定する定員の外に置 くことが出来る。</p>	<p>第三条 (定員外の職員) (略)</p>

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(提案理由)

児童生徒数の変動等に伴い、職員定数を変更するとともに、育児休業から復帰した者が働きやすい職場環境づくり及び治安維持体制を確保するため、この条例案を提出する。

県第三十号議案

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年広島県条例第二十九号）第二条の規定により、次のとおり県営ため池等整備事業小野池地区堤体補強工事の請負契約を締結することについて、県議会の議決を求める。

令和八年二月十七日提出

広島県知事 横 田 美 香

- 一 工事名 県営ため池等整備事業小野池地区堤体補強工事
- 二 工事場所 東広島市志和町別府
- 三 請負金額 変更前 四四七、七〇〇、〇〇〇円
変更後 六五三、五三〇、九〇〇円
- 四 請負者 東広島市西条土与丸一丁目五番五五号
シンクコンストラクション株式会社
- 五 工 期 令和六年七月十五日から
令和八年十一月十日まで

(提案理由)

県営ため池等整備事業小野池地区堤体補強工事の請負契約は、工事実施時に行う各種試験の結果に伴う、堤体盛土工に係る改良材の増加等により、請負金額が五億円以上となるため、県議会の議決を求める。

県第三十一号議案

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年広島県条例第二十九号）第二条の規定により、次のとおり福山沼隈線道路改良工事（R七―七工区）の請負契約を締結することについて、県議会の議決を求めらる。

令和八年二月十七日提出

広島県知事 横 田 美 香

- 一 工事名 福山沼隈線道路改良工事（R七―七工区）
- 二 工事場所 福山市瀬戸町
- 三 請負金額 九二四、〇〇〇、〇〇〇円
- 四 請負者 東京都港区芝浦四丁目一五番三三号
日本ファブテック株式会社
宇部市大字小串字沖ノ山一九八〇番地
UBEマシナリー株式会社
- 五 工期 議決の日の翌日から
令和九年九月三十日まで

(提案理由)

福山沼隈線道路改良工事（R七―七工区）の請負契約は、予定価格が五億円以上であるため、県議会の議決を求める。

県第三十二号議案

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年広島県条例第二十九号）第二条の規定により、次のとおり一般国道一八四号道路改良工事（仮称）門田平原トンネル）の請負契約を締結することについて、県議会の議決を求め。

令和八年二月十七日提出

広島県知事 横 田 美 香

一 工事名 一般国道一八四号道路改良工事（仮称）門田平原トンネル）

二 工事場所 尾道市門田町

三 請負金額 一、八四八、〇〇〇、〇〇〇円

四 請負者 東京都文京区後楽二丁目二番八号

五洋建設株式会社

広島市中区上八丁堀四番一号

洋伸建設株式会社

広島市南区出島一丁目三三番六一号

株式会社 伏光組

五 工 期 議決の日の翌日から

令和十年一月二十七日まで

(提案理由)

一般国道一八四号道路改良工事（仮称）門田平原トンネルの請負契約は、予定価格が五億円以上であるため、県議会の議決を求める。

県第三十二号議案

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年広島県条例第二十九号）第二条の規定により、次のとおり県営第三上安住宅（仮称）一期新築その他工事の請負契約を締結することについて、県議会の議決を求める。

令和八年二月十七日提出

広島県知事 横 田 美 香

- 一 工事名 県営第三上安住宅（仮称）一期新築その他工事
- 二 工事場所 広島市安佐南区上安二丁目
- 三 請負金額 二、〇五七、〇〇〇、〇〇〇円
- 四 請負者 広島市東区上大須賀町一番一号
広成建設株式会社
広島市西区南観音七丁目一四番二〇号
株式会社 栗本
広島市中区東千田町二丁目九番五七号
広電建設株式会社
- 五 工期 議決の日の翌日から
令和九年十一月二十六日まで

(提案理由)

県営第三上安住宅(仮称)一期新築その他工事の請負契約は、予定価格が五億円以上であるため、県議会の議決を求める。

県第二十四号議案

工事請負契約の変更について

令和六年県第九十四号議案により契約を締結することについて議決を得た令和六年度農山漁村地域整備交付金林道比和・新庄線（君田・布野区間）冠山トンネル工事の請負契約の請負金額及び工期を次のように変更することについて、県議会の議決を求める。

令和八年二月十七日提出

広島県知事 横 田 美 香

次の表の変更前の欄に掲げる事項を同表の変更後の欄に掲げる事項に傍線で示すように変更する。

変 更 後		変 更 前	
一・二 三 請負金額	円 二、一六、五七四、九〇〇	一・二 三 請負金額	円 一、七二八、七五〇、〇〇〇
四 (略)		四 (略)	
五 工 期	議決の日の翌日から 令和九年一月十五日まで	五 工 期	議決の日の翌日から 令和八年五月十三日まで

(提案理由)

令和六年県第九十四号議案により契約を締結することについて議決を得た令和六年度農山漁村地域整備交付金林道比和・新庄線(君田・布野区間)冠山トンネル工事の請負契約については、現場条件等の変更に伴う設計変更や関連する工程の見直しにより、請負金額及び工期を変更する必要があるため、県議会の議決を求めらる。

県第二十五号議案

工事請負契約の変更について

令和七年県第三十六号議案により契約を締結することについて議決を得た一般国道四八七号道路災害防除工事（早瀬大橋上部工補修・耐震補強）二工区の請負契約の請負金額及び工期を次のように変更することについて、県議会の議決を求める。

令和八年二月十七日提出

広島県知事 横 田 美 香

次の表の変更前の欄に掲げる事項を同表の変更後の欄に掲げる事項に傍線で示すように変更する。

変 更 後		変 更 前	
一・二 請負金額	円 二、五五七、五八五、八〇〇	一・二 請負金額	円 二、三二〇、〇〇〇、〇〇〇
四 (略)		四 (略)	
五 工 期	議決の日の翌日から 令和九年十月二十九日まで	五 工 期	議決の日の翌日から 令和九年三月三十一日まで

(提案理由)

令和七年県第三十六号議案により契約を締結することについて議決を得た一般国道四八七号道路災害防除工事(早瀬大橋上部工補修・耐震補強)二工区の請負契約については、腐食の進行に伴う床桁の取替の追加等により、請負金額及び工期を変更する必要があるため、県議会の議決を求める。

県第二十六号議案

財産の無償貸付けについて

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第六号の規定により、次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、県議会の議決を求める。

令和八年二月十七日提出

広島県知事 横 田 美 香

一 財産の表示

所在地	種別	地目、構造又は種目	面積又は数量
広島市南区比治山本町一〇三九番一	土地建物	宅地 鉄筋コンクリート造地下 一階地上五階建て塔屋付 鉄筋コンクリート造一部 鉄骨造平家建て 困障 雑工作物	二、〇七八・四五平方メートル 一棟 延べ三、〇九四・七五平方メートル 一棟 五・〇〇平方メートル 六〇・五四メートル 一個
〃	工作物	〃	〃

二 貸付期間

令和八年四月一日から

令和十三年三月三十一日まで

三 相手方

広島市南区比治山本町一二番二号

社会福祉法人 広島県社会福祉協議会

(提案理由)

社会福祉法人広島県社会福祉協議会に無償で貸し付けている財産を同法人に引き続き無償で貸し付けるため、県議会の議決を求める。

県第二十七号議案

損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十三号の規定により、次のおり損害賠償の額を定めることについて、県議会の議決を求める。

令和八年二月十七日提出

広島県知事 横 田 美 香

- 一 損害賠償額 九、〇七九、七一四円
- 二 債 権 者 広島市中区土橋町一番一号
アーバンビュー平和公園管理組合

(提案理由)

令和七年六月十九日警察本部機動隊職員等が行った行幸啓に伴う警衛中の建造物損傷事故に伴う損害賠償の額を定めることについて、県議会の議決を求める。

県第二十八号議案

公の施設の指定管理者の指定について

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定により、次のとおり広島県立県民の森の指定管理者を指定することについて、県議会の議決を求める。

令和八年二月十七日提出

広島県知事 横 田 美 香

一 公の施設の名称

広島県立県民の森

二 指定管理者となる団体の名称

庄原市西城町大佐七四一番地二

株式会社 アグリヒバゴン

三 指定の期間

令和八年四月一日から

令和十三年三月三十一日まで

(提案理由)

広島県立県民の森の指定管理者を指定することについて、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、県議会の議決を求める。

県第二十九号議案

広島高速道路公社の定款の一部変更について

広島高速道路公社から地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第五条第五項の規定により、次のとおり基本財産の額の増加に係る定款の一部変更をすることについて同意を求められたので、これに同意することについて、同条第六項の規定により、県議会の議決を求める。

令和八年二月十七日提出

広島県知事 横 田 美 香

広島高速道路公社定款の一部を次のように変更する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に傍線で示すように変更する。

変 更 後	変 更 前
<p>(基本財産の額) 第十六条 この道路公社の基本財産の額は、九六、二〇四、六〇〇、〇〇〇円とし、地方公共団体の出資の額は、次のとおりとする。 広島県 四八、一〇二、三〇〇、〇〇〇円 広島市 四八、一〇二、三〇〇、〇〇〇円</p>	<p>(基本財産の額) 第十六条 この道路公社の基本財産の額は、九三、六二九、六〇〇、〇〇〇円とし、地方公共団体の出資の額は、次のとおりとする。 広島県 四六、八一四、八〇〇、〇〇〇円 広島市 四六、八一四、八〇〇、〇〇〇円</p>

(提案理由)

広島高速道路公社から基本財産の額の増加に係る定款の一部変更をすることについて同意を求められたので、これに同意することについて、県議会の議決を求める。

県第四十号議案

農村整備事業の費用の一部の負担を受益市町に求めることについて

地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第二十七条第一項の規定により、次のとおり農村整備事業のうちため池緊急整備事業（新池（延相中池）地区、阿坂新池地区、下の池地区、辺比池地区及び道場池地区）に要する費用の一部の負担を利益を受ける市町に求めることについて、同条第二項の規定により、県議会の議決を求める。

令和八年二月十七日提出

広島県知事 横 田 美 香

事業	負担基準	受益市町
ため池緊急整備事業（新池（延相中池）地区）	事業費の一〇分の四・五に相当する額	呉市
ため池緊急整備事業（阿坂新池地区）	事業費の一〇分の四・五に相当する額	福山市
ため池緊急整備事業（下の池地区）	事業費の一〇分の四に相当する額	北広島町
ため池緊急整備事業（辺比池地区）	事業費の一〇分の四に相当する額	世羅町
ため池緊急整備事業（道場池地区）	事業費の一〇分の四に相当する額	世羅町

(提案理由)

農村整備事業のうちため池緊急整備事業(新池(延相中池)地区、阿坂新池地区、下の池地区、辺比池地区及び道場池地区)に要する費用の一部の負担を受益市町に求めるため、県議会の議決を求める。

県第四十一号議案

広島空港整備事業費負担金の一部の負担を県内各市町に求めることについて

空港法（昭和三十一年法律第八十号）第七条第一項の規定により、次のとおり広島空港整備事業費負担金の一部の負担を県内各市町に求めることについて、同条第二項の規定により、県議会の議決を求める。

令和八年二月十七日提出

広島県知事 横 田 美 香

一 負担を求める事業名及び事業年度

事業名 広島空港整備事業（施設更新及び滑走路端安全区域整備）

事業年度 令和八年度

二 負担金の額

空港法第六条第一項の規定により県が負担する負担金の額の百分の二十に相当する額を県内各市町の人口により按分した額

(提案理由)

広島空港整備事業費として県が負担すべき負担金の一部の負担を県内各市町に求めるため、県議会の議決を求める。

県第四十二号議案

包括外部監査契約の締結について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結することについて、県議会の議決を求める。

令和八年二月十七日提出

広島県知事 横 田 美 香

- 一 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 二 契約金額 一七、六四一、〇〇〇円を上限とする額
- 三 契約の相手方 氏 名 車 元 晋（弁護士）
居住地 〇〇〇〇〇〇
- 四 契約期間 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで
- 五 費用の支払方法 契約の定めるところによる。

(提案理由)

地方自治法第二百五十二条の二十七第二項に規定する包括外部監査を実施するため、同法第二百五十二条の三十六第一項の規定により契約を締結することについて、県議会の議決を求める。